



高知市子ども計画(仮称)案 概要

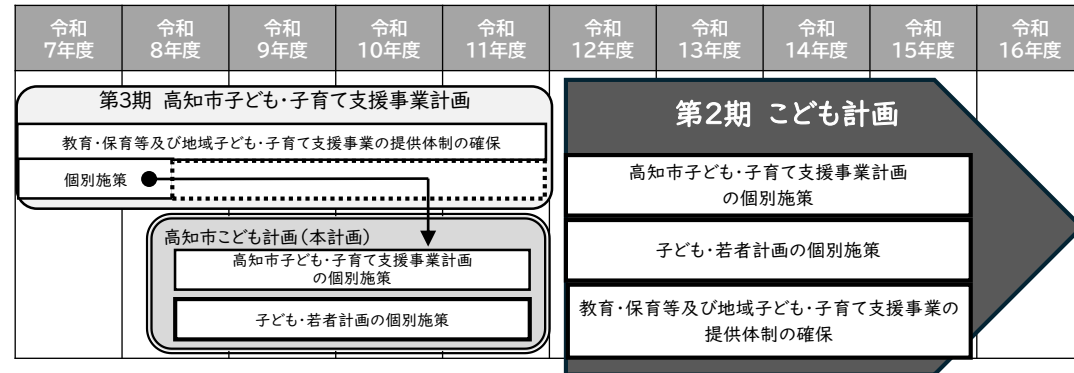
高知市子ども計画(仮称)について

計画策定の趣旨

- 平成27年から「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられたことから、高知市でも5年ごとに「高知市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。
- 国では、「すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会(こどもまんなか社会)」を目指して、令和5年12月にこども大綱を策定し、こども施策を総合的に推進することとしています。また、こども基本法(令和5年4月施行)では、自治体が「こども計画」を策定するよう努めることとされました。
- これを受けて、高知市では、国のこども大綱や高知県こども計画(令和7年4月策定)を勘案し、「高知市子ども計画(仮称)」を策定し、こども・若者・子育て当事者への施策を総合的に進めていきます。

計画の期間

- 令和8年度から令和11年度まで
- 令和11年度の見直し時には、子ども・子育て支援法に定める5年間の計画期間とする予定です。

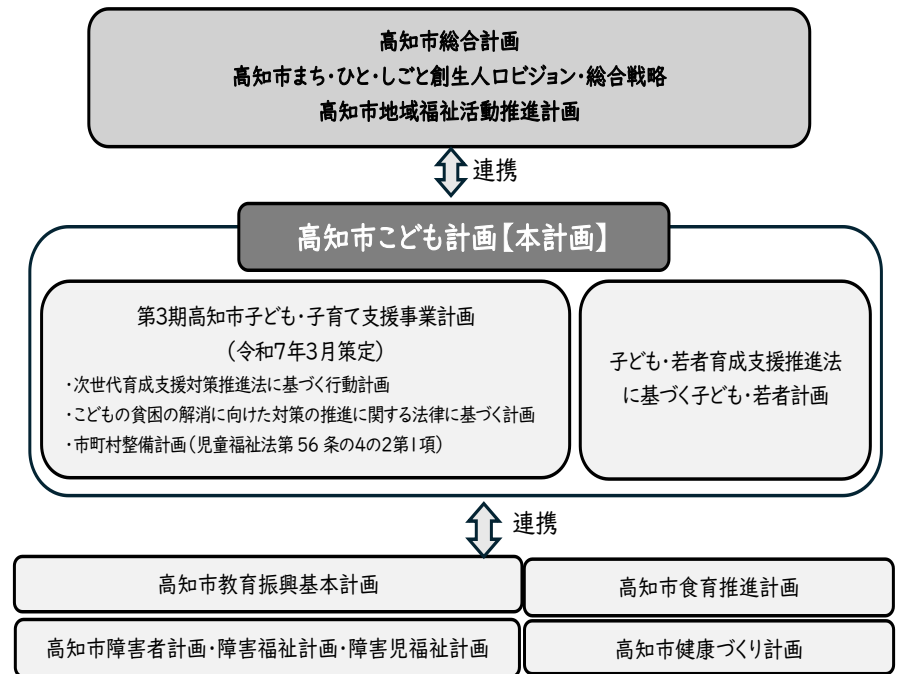


計画の点検・評価

- 本計画の各施策等の達成状況について、定期的に点検・評価を行います。
- 点検・評価の結果については、高知市子ども・子育て支援会議に報告するとともに、同会議の議事録や提出資料を本市のホームページで公開し、その後の計画の実施や見直し等に反映していきます。
- こども・若者・子育て当事者の声を聴き、計画の施策に反映していきます。

計画の位置付け

- 「第3期高知市子ども・子育て支援事業計画」の個別施策と、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画を包含し、こども基本法に基づく計画として策定します。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく計画も含みます。
- 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保については、別冊として子ども・子育て支援事業計画の「6 量の見込みと確保方策」に記載します。



計画の対象

- 本計画の対象は、こども(0歳から概ね18歳まで)と子育て世帯(妊娠・出産期を含む。)及び若者(概ね13歳から概ね30歳未満、取組によっては40歳未満)を主たる対象とします。
- なお、取組内容に応じて、市民、地域で活動する団体、企業や事業者などのすべての個人及び団体も対象とします。

高知市子ども計画(仮称)について

基本理念

子ども・若者の今を支え、みんなで創るつながりのあるまち

基本方針

- 子ども・若者の思いが叶えられるようにします
- 子育て世帯が安心とゆとりを実感できるようにします
- 地域や社会が子ども・若者を中心に考えられるようにします

目標①

子ども・若者の権利を保障し、自分らしく過ごすための支援の充実

○子ども・若者自身が自分の権利を理解し、自分らしく生きていくための力を身に着けられるように、子どもの権利について普及・啓発に取り組み、自分らしく過ごせる居場所を地域社会の中で確保できる取組の推進を図ります。
○不登校や外国にルーツのある子どもに、関係機関が連携し必要な支援を行います。
○関係機関と連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

- 1 子どもの権利についての啓発・普及
- 2 子ども・若者の意見表明・参加の促進
- 3 **【重点】子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくり**
- 4 不登校の子どもへの支援
- 5 外国にルーツのある子どもへの支援
- 6 いじめの防止対策の推進

主要事業
その他事業

目標②

子どもたちの健やかな成長への支援の充実

○子どもたちが豊かな人間性や社会性を身に着けられるよう同年代の子どものみならず、幅広い年代の人々と交流をもつなど、多様な学びや体験ができるよう取り組みます。
○子どもや若者が将来に明るい希望を持つことができるよう取り組みます。

- 1 子どもの学びや体験の充実
- 2 子どもの健康管理
- 3 食育の推進
- 4 生きる力の育成に向けた教育
- 5 子どもの健全育成
- 6 **【重点】キャリア教育の推進**
- 7 こころの健康づくり
- 8 若者の就労支援
- 9 結婚を希望する若者への支援

主要事業
その他事業

目標③

安心して子育てができる環境の整備

○若い世代が性別を問わず適切な時期に性や健康に関する知識を持ち、妊娠出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行えるように、プレコンセプションケアの概念による啓発を行います。
○安心して妊娠・出産・育児期を過ごすことができるよう、妊娠中の健康管理の重要性を啓発するとともに、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、伴走型相談支援体制の推進を図ります。
○親子サポートステーションと地域子育て支援センターを中心に、身近な場所での交流の促進と妊娠期から子育て期の切れ目ない相談支援、情報発信を引き続き行います。

- 1 **【重点】妊娠前からの切れ目のない支援**
- 2 小児救急医療体制の確保
- 3 子育て支援体制の充実
- 4 より質の高い教育・保育の推進
- 5 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

主要事業
その他事業

目標④

社会的支援の必要性が高い子どもや家庭に対する支援の充実

○「子どもみらいセンター」において、すべての妊産婦・子育て家庭への一体的な相談支援体制を整備し、母子保健の活動やそれぞれの子育て支援事業を重層的に行います。
○障がい児支援の充実を図るため、多機関とのネットワークや支援体制の充実に取り組みます。
○不登校や外国にルーツのある子どもに、関係機関が連携し必要な支援を行います。
○関係機関と連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

- 1 **【重点】児童虐待の発生予防**
- 2 障がいなど特別な支援を必要とする子どもへの支援の充実
- 3 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 4 厳しい環境に置かれた子どもと家庭への支援
- 5 不登校の子どもへの支援(再掲)
- 6 外国にルーツのある子どもへの支援(再掲)
- 7 いじめの防止対策の推進(再掲)

主要事業
その他事業

目標⑤

子どもまんなか・地域ぐるみの子育て支援のまちづくり

○子育て家庭同士の交流や、子育て家庭と多様な世代との交流など、地域での見守りや支え合いの機会や場をつくり、子育て家庭が安心して子育てできるように環境づくりを進めます。
○男女ともに仕事と子育てを両立しながら、ゆとりをもった生活が実現できるよう、子育て世代が働きやすい職場づくりについて、企業に対して積極的に働きかけていきます。
○子どもの権利が子ども・若者に関わる大人、地域や社会に広く浸透するよう、普及啓発に取り組みます。

- 1 **地域や社会の意識醸成**
- 2 **男女ともに仕事と育児が両立しやすい環境づくり**
- 3 **子どもの権利についての啓発・普及(再掲)**

主要事業
その他事業